

# 大阪地裁・田中健治裁判長の不当な判決 またも悪質業者を擁護する判決 国は即時抗告

(大阪地連)

2014年6月2日 大阪地裁・田中健治裁判長がまたも不当な判決

エムケイ 4 社（京都・大阪・神戸・滋賀）などが公定幅運賃を違法だとして、近畿運輸局に運賃変更命令と車両停止処分などの不利益処分を科さないよう求めた仮の差し止め申立に対し、大阪地裁・田中健治裁判長は 1 審判決から 60 日後まで運賃変更命令と車両停止・事業許可取り消しをしてはならないと命じる決定をしました。



公定幅運賃制度は供給過剰対策と並ぶ改正タクシー特措法の柱で、運賃競争と増車競争で疲弊した運転者の労働環境を改善し、タクシーの安全性を確保するために設けられたものであり、その幅が自動認可運賃と同じで狭いという理由で違法と判断するのは司法の越権行為と言わざるを得ません。

タクシーの原価はその 7 割が人件費であり、他の事業者よりも安い運賃で顧客を囲い込み、収支を償い競争力を上げる経営手法が業界の安全性を脅かし、運転者の労働条件を極端に悪化させたことが改正タク特法成立の理由であることを考慮すれば、今回のような不当な判断はあり得ません。

この判断を下した田中健治裁判長は、過去にも運行管理を行わず事業計画を無断で変更するような悪質な事業者への事業許可取り消し処分にも執行停止を行い、最高乗務規制も違法と判断した人物です。

尚、国は 5 月 29 日に大阪高裁へ即時抗告を行っています。

(大阪地連機関紙「全自交大阪」第 452 号 1 面より)

同日の機関紙 3 面に掲載されましたコラム「つぶやき」を紹介します。

「ブラック企業は愛される？」

ハイヤー並のサービスをタクシーより低価格で提供すると、大手マスコミに評判が高いエムケイ。

業界多数が求めた公定幅運賃を違法だと提訴し、地裁判事まで味方に付ける優良会社と言うのが世間の見方だ。

最近よく耳にするブラック企業だが、そのランキングを見てみた。なんと偏差値 70 という高評価で上位にランクされている。

10 分以上の停車は休憩時間、点呼や洗車時間は労働時間に入らず、社会保険会社負担分、車両費、メーター代、車の保険料から燃料費や制服代 ETC が乗務員持ちの実質名義貸し状態 . . . . .

これが低価格を生み出すエムケイシステムで、ユーチューブで世間に衝撃を与えた経営者一族による恐怖指導が優良な乗務員サービスを支えている。

利用者に愛されるタクシーはブラックでなければ！？

以上が、6月2日大阪地連機関紙「全自交大阪」第452号に掲載された記事から抜粋しました。